

## 現下の政治情勢に対する緊急提言

本年3月、6年越しの課題であった政治改革法は、改革を求める与野党の多くの政治家の決意と行動により、劇的な成立を遂げた。我々は、幾多の挫折と紆余曲折の末、政治改革法がともかくも成立し得たことを心から歓迎し、わが国の政治が新しい時代の創造に向けて、さらなる改革に果敢に立ち向かうことを強く期待し、見守り続けてきた。

しかしながら現実の政治は、政治改革法の成立以来この方、予算編成はもとより、国民の暮らしを左右する景気対策や税制改革、あるいは緊迫化する朝鮮半島問題や日米包括協議への対応など、山積する課題への取り組みを放棄したまま、国民不在の迷走を繰り返し、多くの国民に失望と落胆を与え、今日に至って深刻な政治危機を招いている。

この間、国民の求める政治、行政の抜本改革は、遅々として道筋が定まらず、そればかりか、成立したはずの政治改革法さえ、きわめて先行きが不透明となりつつある。

とくに今般、与野党が一致して廃止したはずの中選挙区制度のもとで、総選挙を行おうとする動きが日増しに露骨になっている。選挙制度改革のみならず腐敗防止、政治資金制度改革の核心部分は、選挙区画法の成立をもって初めて施行に移される。この事実を知りつつ、あえて中選挙区制度のもとで総選挙を行おうとするのは、政治改革法を成立させた国会の意思を踏みにじり、六年越しの改革の歴史を振り出しに戻すものであり、改革を求めてきた国民の期待を大きく裏切るものである。

我々は、各党、各議員がいま一度、改革の原点に立ち戻ることを強く求める。ことに本年1月、細川前総理と河野総裁とのトップ会談において政治改革法の成立に合意し、国民の目の前で中選挙区制度との決別を宣言したことを、いまこそ思い起こすべきである。

我々はこれまで政治改革を推進してきた立場から、今日の事態を深く憂慮し、いまだ道半ばの政治・行政の抜本改革にむけて、すべての国会議員が党利党略を捨て、政治家の良心にもとづき、毅然たる行動を国民に示すことを強く求め、ここに以下の緊急提言をおこなう。

## 1 新制度における総選挙の実施

衆議院選挙においては、すでに中選挙区制度の廃止と小選挙区比例代表並立制の導入が決定している。我々は、この事実を厳粛に受けとめ、次期衆議院選挙にあたっては、選挙区画法の速やかな成立のもと、新制度によって実施されることを強く求める。

また我々は、すでに廃止が決まった中選挙区制度のもとで総選挙をおこなうことにより、成立した法案を事実上反古にし、6年越しの改革の歴史を振り出しに戻そうとする如何なる試みに対しても、断固として反対する。

## 2 政治・行政改革のさらなる推進

先般成立した政治改革法は、我々が目標とする政治・行政改革の一里塚にすぎない。我々は成立した政治改革法の内容を踏まえ、国会の改革や政策決定システムの抜本改革をはじめ、参議院選挙制度の改革、地方政治の改革、政党改革等を推進するとともに、規制緩和や地方分権などの抜本的な行政改革の道筋と手順を早急に策定し、その実現に取り組むことを強く求める。

## 3 政治倫理の確立と政治腐敗防止策の強化

我々は、国民の政治不信を解消し、国民に信頼される公正かつ透明度の高い政治を実現するため、先般成立した政治改革法にとどまることなく、政治倫理の確立と政治腐敗の根絶に資するいっそうの改革にむけて、速やかに関連法案および諸制度の改正案を策定し、その実現に取り組むことを強く求めるものである。

平成6年5月26日

政治改革推進協議会（民間政治臨調）